

授業科目名	知的財産と法 Intellectual Property and the Law
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	前期
開講曜日・時限	火曜日・2時限
単位数	2単位
担当教員名	寺本振透 (Teramoto Shinto)
授業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・特許法及び著作権法を素材として、知的財産法の機能を知り、知的財産権がビジネスにおいてどのように利用可能であるかを知り、さらに、法律家が知的財産権を用いてビジネスを支援するために必要な基礎的な知識とスキルを身につけることを主たる目的とする。 ・具体的な目標は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産法一般に共通する到達目標: 知的財産権という市場における競争を制限する力と、創作物の拡散および普及との間の関係を知ることによって、実務に役立つ法知識と知的財産法を利用できるスキルを身につける。 ・特許法に関する到達目標: 特許出願人と一般市民(企業を含む)の代弁者たる審査官の攻防という文脈を意識して、特許権の付与に関する手続きを理解し、それらを他人に説明できる水準の知識と表現方法を身につける。 ・著作権法に関する到達目標: メディア企業同士の競争、および、創作者とメディア企業の交渉という文脈を意識して、著作権の効果と他人に説明できる水準の知識と表現方法を身につける。 ・なお、次の姿勢およびスキルを既に身に付けたうえで知的財産法を学ぶことが好ましい。しかしながら、ほとんどの学生がそのような水準に達していないであろう現実に鑑みて、知的財産法に関する議論を行いつつも、あわせて、これらの態度とスキルの醸成を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・問題文の言い換えをもって回答するという法学部生にありがちな悪癖から脱する姿勢。 ・自分でも意味がよくわかっていない専門用語を並べただけの応答をもって終わりにするのではなく、それによって時間稼ぎをしつつも、説得力のある回答を普段使いの平易な言葉を使って作りだそうとする姿勢。 ・いったん行った発言に固執するのではなく、問答をくりかえしながら、徐々に発言の内容を修正したり、発展させたり、具体化したりする姿勢。 ・要件事実を無視して漫然と利益衡量を行おうとする悪癖から脱する姿勢。 ・条文を学説または判例の表現にいきなり置き換えるのではなく、あくまでも条文の表現に沿って、事実の整理を行う姿勢とスキル。 ・社会常識の範囲内で、問題(あるいは、仮想的な依頼者)が特定していないような事実を想像するスキル。 ・ある表現方法(例えば、文書、図面、専門用語を使った説明など)で与えられた情報を十分に理解したうえで、別の表現方法(例えば、文書から図面へ、図面から文書へ、専門用語から平易な言葉へ)に置き換えて出力するスキル。
履修条件	2年次以降の者に限る。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市場における知的財産権の役割を念頭におきつつ、具体的な要件事実の実践的な活用法を学ぶ原理を認識し、その展開の仕方を学んでおくことが、短時間で新しい問題に対処しなければならない法律実務家(そして、そのシミュレーションを試験場で行うこととなる受験生)にとって、良い仕事を効率よく行うための武器となる。 ・この授業は、豊富な実務経験を有する教員による、実戦的なものとなる。 <p>※「ロードマップ」を参考にしてください。</p> <p>In this class, students learn the basic concepts of intellectual property law practice including patent examination procedures and infringement litigations.</p>
	<p>第1回 特許権侵害訴訟の要件事実(その1)</p> <p>第2回 特許権侵害訴訟の要件事実(その2)</p>

授業計画	<p>第3回 特許権侵害訴訟の「請求の原因」</p> <p>第4回 著作権侵害訴訟の要件事実(その1)</p> <p>第5回 著作権侵害訴訟の要件事実(その2)</p> <p>第6回 著作権侵害訴訟の「請求の原因」</p> <p>第7回 発明の「実施」とは？</p> <p>第8回 著作物の「複製」とは？</p> <p>第9回 「消尽」を理解する(その1)</p> <p>第10回 「消尽」を理解する(その2)</p> <p>第11回 誰を権利者にすると都合がよいのか？(特許権)</p> <p>第12回 誰を権利者にすると都合がよいのか？(著作権)</p> <p>第13回 抽象的な概念を用いてどう戦うか？(発明の新規性)</p> <p>第14回 抽象的な概念を用いてどう戦うか？(発明の進歩性)</p> <p>第15回 抽象的な概念を用いてどう戦うか？(著作物の創作性)</p>
授業の進め方	もっぱら学生との問答と演習を通じて授業を進める。
教科書及び参考図書等	<p>中山信弘『特許法』(弘文堂、第3版、2016年)</p> <p>中山信弘『著作権法』(有斐閣、第2版、2014年)</p>
試験・成績評価等	<p>・授業中の質疑に対する応答その他発言(20%)、毎回の演習における解答(20%)および期末試験(60%)により、成績評価を行う。</p> <p>・知的財産法のようないわゆるビジネス・ローにおいては、授業を通じて初めて学習の方法がわかることも多いから、授業中に積極的な発言をすることが巧みにできなかったものでも、期末試験において実力を示す機会を与えるべきものと考え、期末試験の比重を高めに設定する。</p>
事前学習	<p>・あらかじめ、Kyushu University e-Learning System (https://moodle.s.kyushu-u.ac.jp/)にレジュメをアップロードしておく。マニュアルは、(http://lac.kyushu-u.ac.jp/m2b/index.html)にある。</p> <p>・レジュメとそこで引用されている裁判例を読んでから授業に臨むことをおすすめる。教科書は、種々の情報を便利に引き出すためのツールとして利用せよ。「基本書を精読して暗記する」ような学習は無益である。</p>
課題レポート等	毎回、授業時間内に演習を行う。
オフィスアワー	授業がある日(原則として火曜日)の正午から午後1時までをオフィスアワーとする(六本松)。それ以外の日時についても、学生は、電子メール等により教員との面談を予約できる。
その他	復習については、可能な限り、集団で、裁判例を用いて、要件事実に従った攻防を整理することを中心として行うことをおすすめる。